

(例規16)

陸幕会第12号
昭和44年2月10日

改正	昭和50年2月26日陸幕会第29号	平成7年2月23日陸幕会第46号
	平成13年3月27日陸幕法第38号	平成21年2月3日陸幕法第10号
	平成22年3月17日陸幕会第242号	平成22年3月23日陸幕会第263号
	平成27年9月24日陸幕会第963号	平成30年3月14日陸幕法第104号
	令和3年7月19日陸幕会第788号	令和5年4月26日陸幕会第589号

陸上総隊司令官
各方面総監
中央会計隊長
会計監査隊長
中央輸送隊長 殿
各機関の長
(自衛隊体育、情報、
需品、輸送、化学、
高等工科各学校長を
除く。)

陸上幕僚長
(公印省略)

現地技術役務契約の予定価格算定要領について(通達)

標記について、別冊のとおり定めたのでこの要領に基づき適当妥当な処理を図られたい。

また、この通達は令和5年4月1日から施行するものとし、適用については下記によるものとする。

記

- 1 改正後の別冊第4の規定は、この通達の施行日後に締結した契約に適用する。
- 2 施行日までに締結した契約の変更契約については、なお従前の例による。

添付書類：別冊「現地技術役務契約の予定価格算定要領」

現地技術役務契約の予定価格算定要領

第1 目的

この要領は、陸上自衛隊における現地技術役務契約の予定価格算定に必要な事項について定めることを目的とする。

第2 用語の意義

この要領において用いる次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 「現地技術役務」とは、契約相手方の技術員を装備品等の所在する部隊等に派遣し、装備品等に関する技術援助及び整備を行わせることをいう。
- 2 「旅行中の非作業時間」とは、契約相手方の社内規定による作業時間内において、前項の派遣に必要な旅行のために、直接工が就業できない時間をいう。
- 3 「製造加工費率」とは、契約相手方の工場、事業場において製造又は整備等を行う場合の加工費率をいう。
- 4 「旅費」とは、契約相手方から当該装備品等の所在する部隊等へ技術員を派遣するために必要な交通費、日当及び宿泊料をいう。

第3 予定価格の計算項目

- 1 現地技術役務契約の予定価格の計算項目は、次によるものとする。

- (1) 直接材料費
- (2) 加工費 (加工費率×工数)
- (3) 直接経費
- (4) 一般管理及び販売費 ({ (1) + (2) + (3) } ×一般管理及び販売費率)
- (5) 販売直接費
- (6) 利子 ({ (1) + (2) + (3) + (4) + (5) } ×利率)
- (7) 利益 ({ (1) + (2) + (3) + (4) + (5) } ×利益率)
- (8) 計算価格 ((1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7))

2 直接材料費

現地技術役務を実施するため直接消費された材料、部品の費用とする。

3 加工費

直接工の技術員による現地技術役務を行った場合の費用とし、加工費率に工数を乗じて算定する。

4 直接経費

- (1) 製造部門の技術員による現地技術役務に必要な旅費については、契約担当官等(陸上自衛隊会計事務規則(陸上自衛隊達第16-4号(50.2.24))第2条第12号に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)が適当と認めた範囲内の費用とする。
- (2) 前号以外の費用についても、契約担当官等が適当と認めた場合は直接経費として計上することができる。

5 一般管理及び販売費

工場、事業場の一般管理及び販売費率を適用して算定する。

6 販売直接費

営業部門の技術員による現地技術役務に必要な旅費については、契約担当官等が適当と認めた範囲内の費用とする。

7 利子

工場、事業場の利子率を適用して算定する。

8 利益

工場、事業場の利益率を適用して算定する。

第4 加工費率の算定

1 現地技術役務契約に適用する加工費率は、当該契約相手方から、あらかじめ原価資料の提出を求め、次の各号を考慮して算定するものとする。

- (1) 現地技術役務契約に直接関係のない契約相手方の工場、事業場の電力料、ガス料及び水道料等の変動経費については、製造間接費から控除するものとする。
- (2) 契約相手方が事業基準（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第34条に規定する事業基準をいう。以下同じ。）により、現地技術役務契約に係る旅費を製造間接費として処理している場合であっても、現地技術役務契約の特性上、特に直接経費として処理することが必要であると認められるときは、この種旅費を製造間接費から控除するものとする。
- (3) 加工費率算定の基礎となる操業度は、原則として契約相手方の事業基準の定めるところによる。ただし、現地技術役務契約の旅行中の非作業時間を操業度を含めていない場合であっても、予定価格算定上、特に直接作業時間とする必要があるときは、この種旅行中の非作業時間を操業度を含め加工費率を算定することができる。

2 当該現地技術役務の契約期間に適用すべき防衛装備庁、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊が算定した製造加工費率がある場合で、前項による加工費率が適用しがたいと認められるときには、当該製造加工費率を適用することができる。

第5 工数の算定

1 装備品等の整備に必要な工数の算定に当たっては、器材ごとに標準工数、整備実績工数及び見積工数を勘案して整備工数を定めるものとする。ただし、あらかじめ整備工数の設定が困難な場合には、次の各号により工数を算定するものとする。

- (1) 実測記録した直接作業時間を工数として計算する。
- (2) 契約相手方の社内規定による作業時間内における間接作業時間を工数として認める必要がある場合は、当該間接作業時間に、稼働率を乗じて得た時間を工数として計算する。
- (3) 当該旅行中の非作業時間を、直接作業時間として認める必要がある場合は、稼働率を乗じて得た時間を工数として計算する。

2 装備品等の技術援助に必要な工数の算定に当たっては、前項を準用して工数を算定するものとする。

3 設計、技術等部門から派遣される技術員の工数については、契約相手方の事業基準に基づき当該部門費が間接処理されている場合は、原則として認めないものとする。ただし、特に認める必要があるときには、当該部門の加工費率を別途算定した上、第1項の工数を認めることができる。

第6 旅費の算定

旅費の算定に当たっては、当該契約相手方の事業基準を考慮し、契約相手方の旅費規程の定めるところに従い、次によるものとする。

- 1 契約相手方が現地技術役務契約に係る旅費を製造間接費に計上している場合は、原則として直接経費として認めないものとする。ただし、この種旅費を第4第1項第2号に基づき製造間接費から除いて加工費率を算定したときは、直接経費として認めることができる。
- 2 契約相手方の営業部門から技術員が派遣される場合の旅費を直接費として認める必要があるときは、前項ただし書きの方法に準じて一般管理及び販売費から除き、販売直接費として算定することができる。
- 3 旅費の算定にあたっては、あらかじめ契約相手方から詳細な旅行計画を提出させ、内容を審査の上、適正と認める計画に基づき算定するものとする。ただし、あらかじめ旅費を確定することが困難と認められる場合においては、当該現地技術役務終了後、更に旅費精算書を提出させ適正と認める範囲内で確定することができる。